

藤沢市議会定例会議案

2019年（令和元年）6月6日提出

目 次

議案第 6 号	財産の取得について (災害備蓄用簡易トイレ処理袋等)	1
議案第 7 号	財産の取得について (学校教育用 I C T 機器)	5
議案第 8 号	工事請負契約の締結について (防災行政無線デジタル化更新工事)	8
議案第 9 号	工事請負契約の締結について (藤沢駅北口交通広場再整備工事)	1 2
議案第 1 0 号	市道の認定について	1 7
議案第 1 1 号	工業標準化法の一部改正に伴う関係条例の整備 に関する条例の制定について	1 9
議案第 1 2 号	消費税法の一部改正に伴う関係条例の整備に 関する条例の制定について	2 1
議案第 1 3 号	藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部改正について	2 3
議案第 1 4 号	藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び 運営に関する基準を定める条例の一部改正 について	2 5
議案第 1 5 号	藤沢市図書館に関する条例及び藤沢市民 ギャラリー条例の一部改正について	2 6
議案第 1 6 号	藤沢市火災予防条例の一部改正について	2 7

財産の取得について

災害備蓄用簡易トイレ処理袋等を次のとおり取得する。

2019年（令和元年）6月6日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 取得する財産

災害備蓄用簡易トイレ処理袋	34,080セット
トイレ本体	15台
トイレ用テント	15台
チリ紙	200,000枚

2 契約の相手方

藤沢市鵜沼神明四丁目12番25号

有限会社関根商店

代表取締役 関 根 喜 貴

3 取得価格

36,056,232円

4 取得時期

2019年（令和元年）9月30日

提案理由

災害時のトイレ設備の充実を図るため、財産の取得をしたいので、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提出する。

参 考

藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 抜粋
(財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格20,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売渡し（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売渡しとする。

<議案第6号資料1>

災害備蓄用簡易トイレ処理袋等供給契約の相手方状況調書

- 1 会社名 藤沢市鵜沼神明四丁目12番25号
有限会社関根商店
代表取締役 関根喜貴
- 2 資本金 10,000千円
- 3 職員数 15人
- 4 創業 1965年(昭和40年)
- 5 主な物件供給実績
災害備蓄用簡易トイレ処理袋等(藤沢市発注)
2018年(平成30年)11月納入
7,797千円
災害備蓄用毛布(藤沢市発注)
2019年(平成31年)1月納入
19,597千円

<議案第6号資料2>

災害備蓄用簡易トイレ処理袋等供給契約入札状況調書

業 者 名	入 札 金 額	摘 要
有 限 会 社 関 根 商 店	33,385,400円	落札
有限会社フィールド 藤沢支店	33,633,100円	
相日防災株式会社 藤沢支店	33,909,600円	
株式会社河本総合防災 湘南支店		入札書 不着

予 定 価 格	33,502,000円	
---------	-------------	--

※当該入札金額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額です。

財産の取得について
学校教育用 I C T機器を次のとおり取得する。

2019年（令和元年）6月6日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 取得する財産

プロジェクター 724台

実物投影機 531台

その他附属品

2 契約の相手方

藤沢市南藤沢2番1～1号 フジサワ名店ビル

株式会社有隣堂藤沢営業所

所長 石 井 義 孝

3 取得価格

126,321,832円

4 取得時期

2019年（令和元年）8月30日

提案理由

藤沢市立学校等に学習用の I C T環境を整備するため、財産の取得をしたいので、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提出する。

<議案第7号資料1>

学校教育用 I C T機器供給契約の相手方状況調書

1 会社名 藤沢市南藤沢2番1～1号 フジサワ名店ビル
株式会社有隣堂藤沢営業所
所長 石井義孝

2 資本金 50,000千円

3 職員数 全体 358人 藤沢営業所 7人

4 創業 1909年(明治42年)

5 主な物件供給実績

新庁舎什器備品その2(机)(藤沢市発注)

2017年(平成29年)12月納入

80,114千円

新庁舎什器備品その4(椅子)(藤沢市発注)

2017年(平成29年)12月納入

158,643千円

<議案第7号資料2>

学校教育用 I C T機器供給契約入札状況調書

業 者 名	入 札 金 額	摘 要
株式会社有隣堂藤沢営業所	116,964,660円	落札

予 定 価 格	117,181,860円	
---------	--------------	--

※当該入札金額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額です。

工事請負契約の締結について

防災行政無線デジタル化更新工事について、次のとおり請負契約を締結する。

2019年（令和元年）6月6日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 契約の相手方

横浜市西区北幸二丁目8番4号

OKIクロステック株式会社 第一支社横浜支店

支店長 櫻井 孝正

2 工事の概要

(1) 防災行政無線子局設置工事

(2) 上記に伴う撤去工事

3 契約金額

220,000,000円

4 工事の場所

藤沢市江の島二丁目3番ほか

5 工期

議決の日着工

2020年（令和2年）2月14日しゅん工予定

提案理由

防災行政無線デジタル化更新工事について、請負契約を締結したいので、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

参 考

藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 抜粋
(契約)

第2条 法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない
契約は、予定価格150,000,000円以上の工事又は製造の請負とする。

<議案第8号資料1>

防災行政無線デジタル化更新工事請負契約の相手方状況調書

- 1 会社名 横浜市西区北幸二丁目8番4号
OKIクロステック株式会社 第一支社横浜支店
支店長 櫻井孝正

参考(本社) 東京都品川区北品川一丁目19番4号
OKIクロステック株式会社
代表取締役 竹内敏尚

- 2 資本金 2,001,900千円

- 3 年間工事高

※OKIクロステック株式会社は、平成31年4月に沖ウィンテック株式会社と株式会社沖電気カスタマアドテックが合併して設立されたもの。次の実績は、旧沖ウィンテック株式会社のもの。

	(支店)	(全体)
平成30年3月期	電気通信工事 671,631千円	15,111,702千円
	電気工事 6,579千円	6,533,703千円
	合計 678,210千円	21,645,405千円
平成29年3月期	電気通信工事 646,136千円	14,043,654千円
	電気工事 36,219千円	5,461,716千円
	合計 682,355千円	19,505,370千円

- 4 職員数 技術職員 41人 396人
事務職員 5人 2874人
合計 46人 3270人

- 5 創業 1960年(昭和35年) (旧沖ウィンテック株式会社)

- 6 主な工事实績(旧沖ウィンテック株式会社実績)

防災行政無線デジタル化更新工事(藤沢市発注)

2019年(平成31年)2月しゅん工

318,600千円

防災行政無線デジタル化更新工事(藤沢市発注)

2018年(平成30年)2月しゅん工

208,440千円

< 議案第 8 号資料 2 >

防災行政無線デジタル化更新工事入札状況調書

入札（1回目）

業 者 名	入 札 金 額	摘 要
OKIクロステック株式会社 第一支社横浜支店	千円 214,000	

再入札（2回目）

業 者 名	入 札 金 額	摘 要
OKIクロステック株式会社 第一支社横浜支店	千円 212,000	

随意契約

業 者 名	見 積 金 額	摘 要
OKIクロステック株式会社 第一支社横浜支店	千円 200,000	決 定 (地方自治法施行令 第167条の2第1項第8号)

予 定 価 格	千円 200,300	
調 査 基 準 価 格	179,130	
失 格 基 準 価 格	161,217	

※ 当該入札（見積）金額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した金額が法律上の入札（見積）金額です。

工事請負契約の締結について

藤沢駅北口交通広場再整備工事について、次のとおり請負契約を締結する。

2019年（令和元年）6月6日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 契約の相手方

藤沢駅北口交通広場再整備工事

日高建設・清光建設共同企業体

代表者 藤沢市下土棚335番地

日高建設株式会社

代表取締役 高橋 直博

2 工事の概要

(1) 車道舗装工事 一式

(2) 歩道舗装工事 一式

(3) 排水構造物工事 一式

(4) 道路附属物工事 一式

(5) 附帯工事 一式

3 契約金額

378,290,000円

4 工事の場所

藤沢市藤沢555番地先

5 工期

議決の日着工

2020年（令和2年）6月30日しゅん工予定

提案理由

藤沢駅北口交通広場再整備工事について、請負契約を締結したいので、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

<議案第9号資料1>

藤沢駅北口交通広場再整備工事請負契約の相手方状況調書(1)

1 会社名 藤沢市下土棚335番地

日高建設株式会社

代表取締役 高橋直博

2 資本金 21,000千円

3 年間工事高

平成30年7月期	土木一式工事	172,607千円
	その他工事	490,888千円
	合計	663,495千円
平成29年7月期	土木一式工事	490,046千円
	その他工事	382,098千円
	合計	872,144千円

4 職員数 技術職員 12人

事務職員 3人

合計 15人

5 創業 1968年(昭和43年)

6 主な工事実績

善行駅東口駅前通り線道路改良工事(藤沢市発注)

2019年(平成31年)3月しゅん工

102,851千円

藤沢駅市役所通り線道路改良工事(藤沢市発注)

2017年(平成29年)2月しゅん工

120,680千円

藤沢駅北口交通広場再整備工事請負契約の相手方状況調書（2）

1 会 社 名 藤沢市石川2丁目20番地の25

清光建設株式会社

代表取締役 入内嶋 晃

2 資 本 金 20,000千円

3 年間工事高

平成30年4月期 土木一式工事 155,910千円

その他工事 43,000千円

合 計 198,910千円

平成29年4月期 土木一式工事 83,670千円

その他工事 87,973千円

合 計 171,643千円

4 職 員 数 技術職員 6人

事務職員 2人

合 計 8人

5 創 業 1965年（昭和40年）

6 主な工事実績

村岡315号線歩道整備工事（藤沢市発注）

2017年（平成29年）3月しゅん工

26,063千円

平成30年度 港湾補修工事 県単（その6）（藤沢市以外発注）

2019年（平成31年）3月しゅん工

147,734千円

< 議案第9号資料2 >

藤沢駅北口交通広場再整備工事入札状況調書

業 者 名	入 札 金 額	摘 要
藤沢駅北口交通広場再整備工事 日高建設・清光建設共同企業体	千円 343,900	落札
藤沢駅北口交通広場再整備工事 三和工業・日総プランテック共同企業体	358,000	
藤沢駅北口交通広場再整備工事 湘南営繕協会・湘南アーキテクチュア共同 企業体	360,000	
藤沢駅北口交通広場再整備工事 門倉組・安場土木共同企業体		辞退

予 定 価 格	千円 387,210	
調 査 基 準 価 格	344,460	
失 格 基 準 価 格	310,014	

※ 当該入札金額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額です。

市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2019年（令和元年）6月6日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起 点	幅員 m	延長 m
		終 点		
1	藤沢 765号線	藤沢五丁目6207番28地先	4.5	25.0
		藤沢五丁目6207番68地先		
2	藤沢 766号線	花の木5437番144地先	4.5	22.7
		花の木5437番141地先		
3	藤沢 767号線	稲荷一丁目174番5地先	5.0	61.5
		稲荷一丁目163番9地先		
4	明治 519号線	辻堂新町二丁目2523番4地先	5.0 ～ 5.2	98.9
		辻堂新町二丁目2523番1地先		
5	明治 520号線	羽鳥一丁目1001番9地先	6.0	169.2
		羽鳥一丁目1001番10地先		
6	善行 650号線	白旗三丁目2530番299地先	6.0	22.9
		白旗三丁目2530番295地先		
7	湘南大庭 472号線	大庭字丸山5416番21地先	4.5	29.4
		大庭字丸山5416番26地先		

8	六会	亀井野字土橋408番21地先	6.0	34.3
	897号線	亀井野字土橋408番23地先		
9	遠藤	遠藤字山崎3918番12地先	4.5	22.9
	387号線	遠藤字山崎3918番16地先		
10	善行2号	善行七丁目3413番3地先	2.8	35.8
	歩行者専用道	善行七丁目4178番10地先	~ 10.0	

提案理由

藤沢765号線ほか9路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提出する。

参 考

道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

工業標準化法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に
ついて

工業標準化法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

2019年（令和元年）6月6日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

工業標準化法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
（藤沢市手数料条例の一部改正）

第1条 藤沢市手数料条例（平成12年藤沢市条例第48号）の一部を次のよう
に改正する。

第2条第2項第8号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（藤沢市都市景観条例の一部改正）

第2条 藤沢市都市景観条例（平成元年藤沢市条例第38号）の一部を次のよう
に改正する。

別表第1 垣又はさくの項西町地区の項中「工業標準化法」を「産業標準化法」
に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（藤沢市屋外広告物条例の一部改正）

第3条 藤沢市屋外広告物条例（平成19年藤沢市条例第23号）の一部を次の
ように改正する。

第10条第3項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」
を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、工業標準化法の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。

消費税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

消費税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

2019年（令和元年）6月6日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

消費税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

（藤沢市下水道条例の一部改正）

第1条 藤沢市下水道条例（昭和36年藤沢市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第42条第3項第1号中「第29条」を「第29条第1号」に改める。

（藤沢市大庭台墓園の墓所の管理に関する条例の一部改正）

第2条 藤沢市大庭台墓園の墓所の管理に関する条例（平成7年藤沢市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「第29条」を「第29条第1号」に改める。

（藤沢市民病院診療費等に関する条例の一部改正）

第3条 藤沢市民病院診療費等に関する条例（昭和46年藤沢市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号ア及び第3条第1項第1号中「第29条」を「第29条第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、消費税法の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

2019年（令和元年）6月6日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤沢市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「適用しないこと」の次に「とすること」を加え、同条に次の2項を加える。

- 4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。
- 5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
 - (2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児

の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの
第16条第2項第3号中「，乳幼児」を「，利用乳幼児」に改め，「。附則第3
項において同じ」を削る。

第45条に次の1項を加える。

- 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち，法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって，市長が適当と認めるもの（附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については，第6条第1項本文の規定にかかわらず，連携施設の確保をしないことができる。

附則第3項中「（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）」を削る。

附則第4項中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え，「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは，国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い，規定の整備をする必要による。

藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を次のように改正する。

2019年（令和元年）6月6日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年藤沢市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第
67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。

藤沢市図書館に関する条例及び藤沢市民ギャラリー条例の一部改正
について

藤沢市図書館に関する条例及び藤沢市民ギャラリー条例の一部を次のように改める。

2019年（令和元年）6月6日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市図書館に関する条例及び藤沢市民ギャラリー条例の一部を改正
する条例

（藤沢市図書館に関する条例の一部改正）

第1条 藤沢市図書館に関する条例（昭和61年藤沢市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条の表藤沢市南市民図書館の項中「鶴沼東8番2号」を「南藤沢21番1号」に改める。

（藤沢市民ギャラリー条例の一部改正）

第2条 藤沢市民ギャラリー条例（昭和61年藤沢市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「藤沢438番地の1」を「南藤沢21番1号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、藤沢市南市民図書館及び藤沢市民ギャラリーを暫定移設するため、所要の改正をする必要による。

藤沢市火災予防条例の一部改正について
藤沢市火災予防条例の一部を次のように改める。

2019年（令和元年）6月6日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市火災予防条例の一部を改正する条例

藤沢市火災予防条例（昭和48年藤沢市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第31条の5第1号中「又は前条第1項」を削り、「作動時間が60秒以内」を「種別が一種」に改め、同条第2号から第5号までの規定中「又は前条第1項」を削り、同条第6号中「又は前条第1項」を削り、同条中同号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 第31条の3第1項各号に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条の改正規定は、令和元年7月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、工業標準化法の一部が改正され、並びに住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。